

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第24回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成23年6月1日（水） 15:00～16:00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，永尾広久，野口郁子，總山哲，山口幸雄（委員長）

（庶務）根占総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

（1）判事任命（下半期）候補者に関する情報の取りまとめについて

（2）その他

5 審議資料（添付省略）

78 判事任命（下半期）候補者に関する情報目録

6 協議等

（1）判事任命（下半期）候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から，審議資料78の情報9件のうちの1件について，情報提供の期間経過後に提出されたものであり，本来，情報提供者が知ることができないはずである重点審議者に関する情報が含まれていること，その他の情報については，情報提供の在り方として特段の問題がない旨の説明があった後，上記1件の情報の取扱いについて審議された。

まず，情報提供の期間経過後に提出された点については，従前の当委員会での審議を踏まえ，期間経過後の情報であっても受け付けることとされた。

次いで，重点審議者に関する情報が含まれている点について，当委員会における今後の対応を含めて審議され，委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ この問題は、従前から議論されている情報収集の在り方に関するものであり、重点審議者のみ前任庁に対応する検察庁及び弁護士会にも情報収集依頼を行う方法では、重点審議者であると明示されていなくても当該検察庁や弁護士会では重点審議者が誰であるか判明するシステムになっている。弁護士会としては、このような情報収集の方法はいかがなものかと問題提起し、すべての候補者について、前任庁まで情報の収集依頼を行うこととしてはどうかと提案しているところである。

弁護士会同士の連携は極めて密接であり、送付された候補者名簿に当該弁護士会に対応する裁判所に所属しない候補者の名前があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがあることから誰が重点審議者であるかは判明する。

審議を踏まえ、委員長が「当委員会としては、守秘義務の遵守は、当委員会の審議に対する指名候補者、情報提供者その他の関係者の信頼を確保する上で重要であることに思いをいたし、この点について疑義が生じることのないよう自重、自戒しなければならないことを改めて確認したい。」と提案し、全委員が了承した。その上で、当該情報も送付することとされた。

引き続き、情報の送付方法について審議され、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 今回収集した情報の中には、裁判官の重要な資質に関すると思われるネガティブ情報が複数あり、それらが合致していることから、当委員会が下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告するに当たっては、当該候補者については、「慎重に審議されたい」等のコメントを付すべきである。
- ・ 情報にコメントを付すかどうかについては、前回も同様の議論をしたが、法曹関係者でない私でも寄せられた情報を読めば、何か問題があるのではないかと分かるのであるから、専門家の目から見れば、より分かるのではないか。当委員会としてコメントを付す必要はないと思う。
- ・ 過去、私が慎重に審議されたいとのコメントを付してはどうかと意見した候

補者が、指名諮問委員会において重点審議者になったとの情報を得ている。

このようなこともあることから、少なくとも慎重に審議していただきたい程度のコメントを付して、注意喚起すべきであり、これは、地域委員会の当然の役割であるとする。

- ・ 地域委員会では、直接候補者本人を知っているわけではないから実質的な評価を加えることはできない。コメントを付すとしても、慎重に判断してもらいたい程度に止まるのではないか。
- ・ 地域委員会の役割としてコメントを付すべきであるとの意見であるが、地域委員会の役割は別にあるのではないか。裁判官の人事は、最高裁が一手に担っていたが、それではおかしいという批判があり、指名諮問委員会や地域委員会が設けられたのであり、裁判官の人事が、正確、公正にされている担保として、地域委員会が正確、公正に情報を収集し、その情報を指名諮問委員会に送付することが地域委員会に課せられた役割であるとする。それ以上に指名諮問委員会に対し、この点に気をつけて判断して欲しい等の意見を付す必要はない。
- ・ 今の意見は、地域委員会の役割について誤解があると思う。地域委員会は、どのような人が裁判官にふさわしいか、広く国民の意見を反映させるための役割を担っており、適否の判断をすることは求められていないが、判断のポイントは指摘すべきであり、単に収集した情報を送付するといった役割で足りるわけではないとする。
- ・ 地域委員会の役割については、いろいろな考え方があると思う。

審議の結果、地域委員会としてのコメントは付さないで送付することとされたが、出された意見を議事要旨に記載することについて全委員が了承した。

## (2) 当委員会の開催期日について

次回及び次々回の当委員会の開催期日は、次のとおりである。

ア 次回(第25回)、9月22日(木)10:30

イ 次々回（第26回），11月7日（月）15：00